

# 公 示 送 達 書

上税第122号  
令和8年7月3日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを  
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

ANANG SIGIT WASITO

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

# 公 示 送 達 書

上税第122号  
令和8年7月3日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを  
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

WAHYU ADZDZAKI YOGA PRATAMA

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

# 公 示 送 達 書

上税第122号  
令和8年7月3日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを  
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

TRAN VAN DOAN

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書 ( 1 件)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

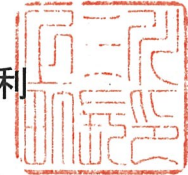


# 公 示 送 達 書

上税第122号  
令和8年7月3日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを  
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

NGUYEN VAN TUYEN

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

# 公 示 送 達 書

上税第122号  
令和8年7月3日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを  
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

山口 和樹

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

# 公 示 送 達 書

上税第122号  
令和8年7月3日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを  
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	氏名又は名称	前澤 徹
-----------	--------	------

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

# 公 示 送 達 書

上税第122号  
令和8年7月3日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを  
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

半田 瑠伊

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）

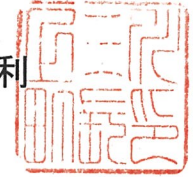
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

# 公 示 送 達 書

上税第122号  
令和8年7月3日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを  
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	氏名又は名称	高木 佑斗
-----------	--------	-------

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書 ( 1 件)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

# 公 示 送 達 書

上税第122号  
令和8年7月3日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを  
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

蛭田 康暉

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）

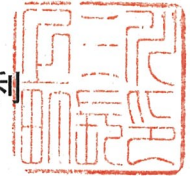
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

# 公 示 送 達 書

上税第122号  
令和8年7月3日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを  
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

齋藤 巨來

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

# 公 示 送 達 書

上税第122号  
令和8年7月3日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを  
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

篠崎 雄一

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書 ( 1 件)

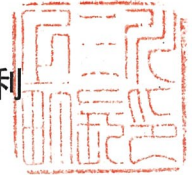
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

# 公 示 送 達 書

上税第122号  
令和8年7月3日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを  
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

松本 翔太

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書 ( 1 件)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



# 公 示 送 達 書

上税第122号  
令和8年7月3日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを  
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

萩原 蓮

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の  
送達があったものと見なされます。

# 公 示 送 達 書

上税第122号  
令和8年7月3日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを  
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

永藤 邦治

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書 ( 1 件)

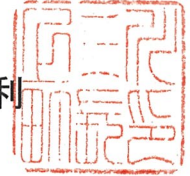
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

# 公 示 送 達 書

上税第122号  
令和8年7月3日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを  
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	氏名又は名称	廻谷 幸廣
-----------	--------	-------

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書 ( 1 件)

送達する書類

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

# 公 示 送 達 書

上税第122号  
令和8年7月3日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを  
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

中村 尚功

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書 ( 1 件)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

# 公 示 送 達 書

上税第122号  
令和8年7月3日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを  
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	氏名又は名称	曾根 佑大
-----------	--------	-------

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書 ( 1 件)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

# 公 示 送 達 書

上税第122号  
令和8年7月3日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを  
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

中嶋 崇人

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



# 公 示 送 達 書

上税第122号  
令和8年7月3日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを  
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

岩本 新大

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書 ( 1 件)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の  
送達があったものと見なされます。

# 公 示 送 達 書

上税第122号  
令和8年7月3日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを  
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

松田 慎

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書 ( 1 件)

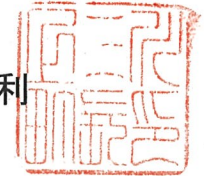
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

# 公 示 送 達 書

上税第122号  
令和8年7月3日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを  
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	氏名又は名称	宇地原 翔
-----------	--------	-------

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書 ( 1 件)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。